

令和7年度滞在型観光推進計画策定支援等委託業務
公募型プロポーザルに係る質疑について（回答）

令和7年3月7日

Q 1	公募型プロポーザル審査要領3ページ目の審査基準（7）実施体制の「県が推進する施策に事業者として取り組んでいるか」の項目について、申請中でも問題はないか。申請中では適合しない場合、いつまでに取得できているものが加対象となるか。
A 1	申請中の段階では、点数を付与する対象になりません。 企画提案書の提出期限（令和7年3月21日）までに提出された認定書類等が審査の対象となります。
Q 2	本事業に係る KPI は設定されているか。
A 2	本仕様書に定める支援数（事業計画の策定数）が令和7年度事業での KPI です。 その他、最終的には令和9年度までに中山間地域の15エリアで、分散型ホテル構築に向けた事業計画を策定することを KPI として設定しています。
Q 3	セミナーの開催について、集客しなければならない最低人数の設定はあるか。
A 3	最低人数の設定はありませんが、目標値として、セミナー参加可能人数を総計100名（自治体職員含む）と設定しています。
Q 4	「中山間地域で長期滞在できる態勢づくり」のエリア選定について、令和6年度の支援エリアを継続して支援しなければならないなど、考慮する必要はあるか。
A 4	考慮する必要はありません。 令和7年度事業では、令和6年度に支援したエリアとは別のエリアの選定を想定しています。
Q 5	「中山間地域でのより面的な分散型ホテル構築に向けた可能性調査」について、「歴史的な町並み等を生かした分散型ホテル」とあるが、重要伝統的建造物群保存地区に指定されている等の定義はあるか。
A 5	歴史的な町並みについて、特に公式な定義はありません。 周辺に一定の観光スポットや飲食、物販等の機能を有しているエリアでの展開イメージとして、一例に挙げたものです。